

●香川県告示第275号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
平成17年香川県告示第17号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

平成27年9月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
燧灘沿岸	伊吹漁港	伊吹漁港海岸（北浦地区）	<p>1 指定場所 観音寺市伊吹町字多中ノ元、字北向山地先</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1、基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。）</p> <p>基点1 観音寺市伊吹町字多中ノ元1760番地地先の標杭 基点2 基点1から75度45分、34.3メートルの地点 基点3 基点2から60度45分、73.3メートルの地点 基点4 基点3から51度29分、21.6メートルの地点 基点5 基点4から50度19分、71.8メートルの地点 基点6 基点5から53度54分、54.8メートルの地点 基点7 基点6から62度15分、27.8メートルの地点 基点8 基点7から88度05分、50.7メートルの地点 基点9 基点8から114度14分、30.3メートルの地点 基点10 基点9から242度00分、8.3メートルの地点 基点11 基点10から144度09分、19.6メートルの地点 補助点1 基点1から341度23分、37.0メートルの地点 補助点2 基点2から338度15分、37.0メートルの地点 補助点3 基点3から326度07分、37.0メートルの地点 補助点4 基点4から320度54分、37.0メートルの地点 補助点5 基点5から322度07分、37.0メートルの地点 補助点6 基点6から328度05分、37.0メートルの地点 補助点7 基点7から345度04分、38.0メートルの地点 補助点8 基点8から11度08分、38.0メートルの地点 補助点9 基点9から21度03分、37.0メートルの地点 補助点10 基点11から54度09分、39.0メートルの地点</p>